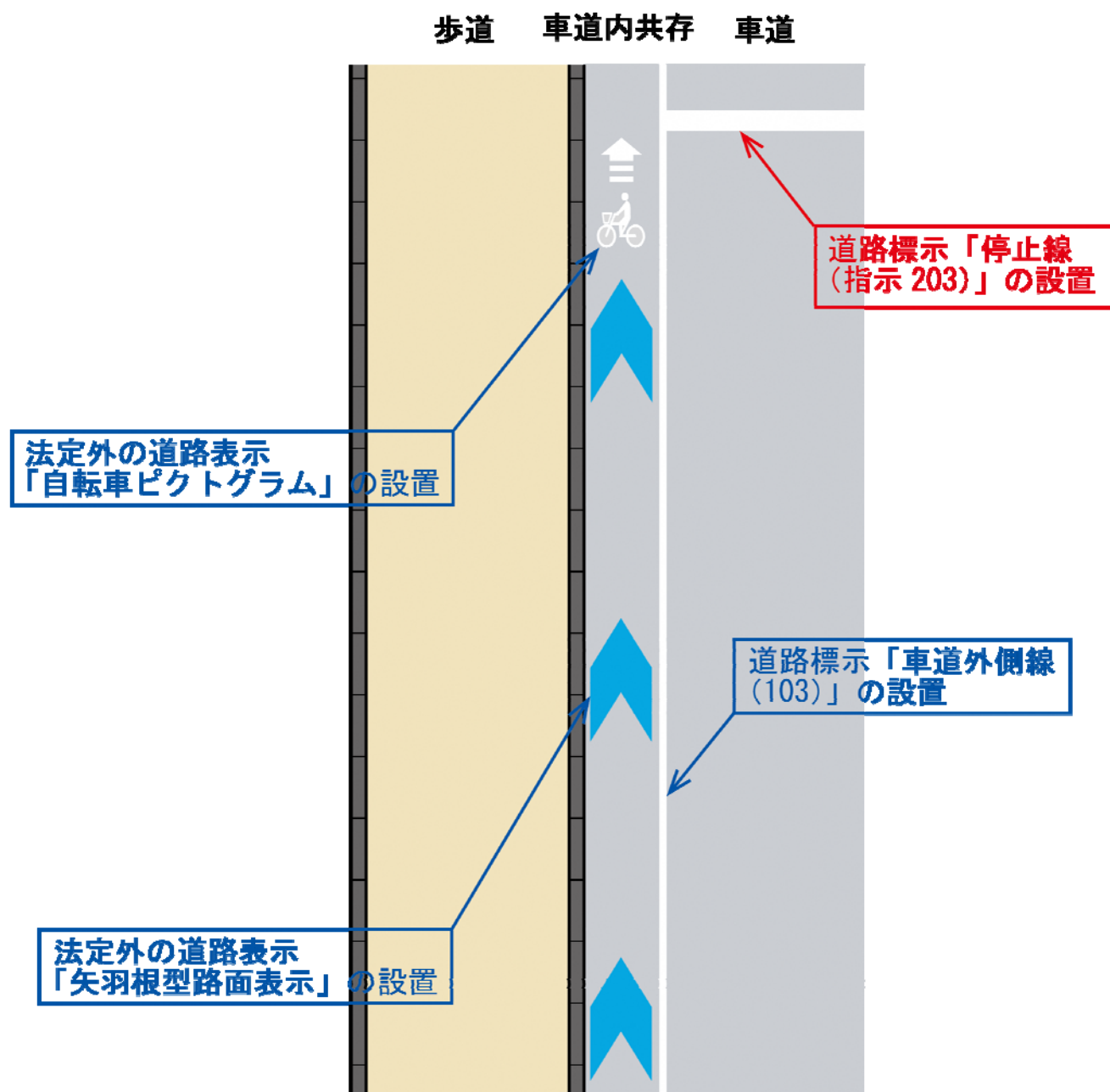
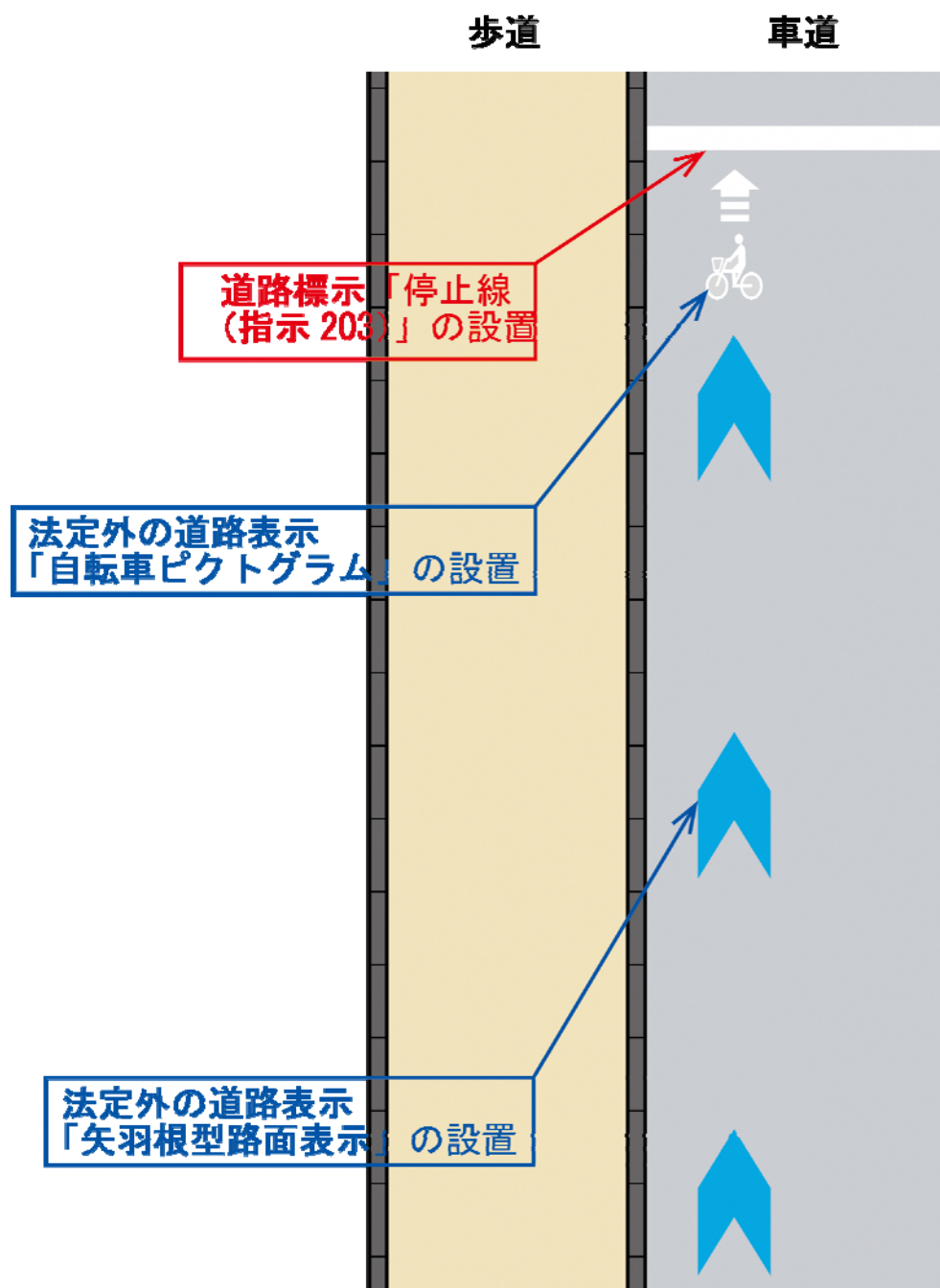


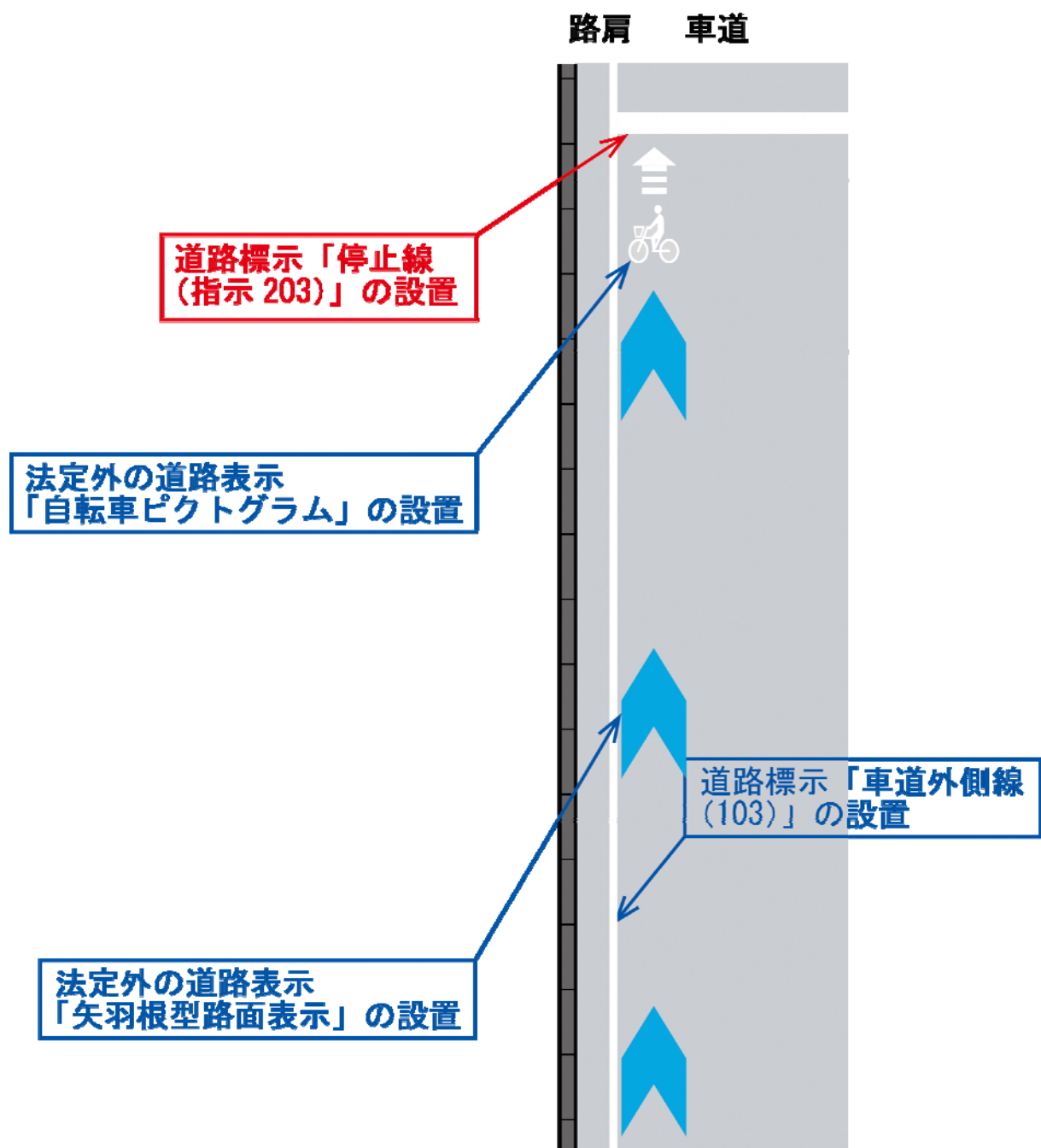
9.2.3 車道内共存



9.2.4 車道混在 [歩道あり]



9.2.5 車道混在 [歩道なし]



9.3 適用基準

本手引きは、以下に示す基準等を適用している。

種目	適用基準政省令及び関係基準図書類
道路構造関係	福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例(H25.4), 道路構造令(S45.10), 道路構造令の解説と運用(H27. 6)
道路標識関係	道路標識・区画線及び道路標示に関する命令(S35.12), 道路標識設置基準・同解説(S62.1)
自転車道等の設置基準	自転車道等の設置基準について(S49.11), 自転車道等の設計基準解説(S49.10)
街路樹整備指針	福岡市街路樹整備指針(H14.5)
交通管理者基準関係	道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の 運営について(H20.5), 交通規制基準(H24.1), エスコートゾーンの設置に 関する指針(H19.5), 法定外表示等の設置指針について(H18.7)
道路移動等円滑化関係	福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例(H25.4), 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(H18.12), 道路の移動等円滑化整備ガイドライン(H23.8)
国土交通省自転車関係ガイドライン	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H28. 7)
自転車関係ガイドライン地方説明会資料	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」について(H25.2)

※()内は現時点の最新版発行、制定等の年月であり、適宜、最新版の改訂等に注意すること。
また、新たに制定される基準や図書類にも注意すること。

項目ごとに適用した基準等は下表の通りである。

目次	適用基準略称名	道路 構造 関係	自 転 車 道 等 の 設 計 基 準	街 路 樹 整 備 指 針	交 通 管 理 者 基 準 関 係	円 道 路 移 動 等 関 係	国 土 交 通 省 ガ イ ド ラ イ ン	地 方 説 明 会 資 料
2. 整備手法								
2.1 自転車通行空間の整備タイプ		●	●					
2.2 各整備タイプ		●		●	●	●		
2.3 整備手法の選定							●	
3. 車道における自転車通行空間の設計（単路部）								
3.1 単路部の設計の基本的な考え方							●	
3.2 バス停部の設計					●		●	●
3.3 パーキング・メーター等設置区間部の設計							●	●
3.4 立体横断施設部の設計			●		●	●	●	●
4. 車道における自転車通行空間の設計（交差点部）								
4.1 交差点部の設計の基本的な考え方							●	
4.2 交差点部において空間確保に制約がある場合の考え方							●	
4.3 一般的な交差点の設計							●	●
4.4 特殊な交差点の設計							●	●
5. 自転車歩行者道における自転車通行空間の設計								
5.1 バス停部								
5.2 立体横断施設および地下鉄出入口部								
6. 舗装								
6.1 自転車通行空間								
6.2 歩行者空間								
7. 植栽								
7.1 分離植栽（自転車通行空間と歩行者空間を分離する植栽）				●				
7.2 植栽帯等の構造								
8. 啓発サイン等								
8.1 啓発サイン								
8.2 注意喚起								